

**平成 30 年度 稚内市職員採用試験
(平成 31 年度採用)
受 験 案 内**

**一般事務職 (事務)
【大学卒・短大卒・高校卒】**



稚 内 市

平成 30 年度 稚内市職員採用試験

【一般事務職（事務）/大学卒・短大卒・高校卒】

（平成 31 年 4 月 1 日付採用）

稚内市職員採用試験を次のとおり実施します。

1 募集職種及び採用予定者数

一般事務職（事務） 5名程度

2 受験資格

次に掲げるいずれかの受験資格に該当する人

- ア 大学卒業の受験資格は、学校教育法による大学を卒業又は平成 31 年 3 月卒業見込みの人であって、平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- イ 短期大学卒業の受験資格は、学校教育法による短期大学（高等専門学校、専修学校及び各種学校（2 年制以上に限る。）を含む。）を卒業又は平成 31 年 3 月卒業見込みの人であって、平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- ウ 高等学校卒業の受験資格は、学校教育法による高等学校を卒業又は平成 31 年 3 月卒業見込みの人であって、平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人。

※ 注意事項

ア 次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- ① 日本国籍を有しない人
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ④ 稚内市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ⑥平成 30 年度【前期】及び【後期】の稚内市職員採用試験を受験した人

イ 大学を中退した人

大学を中退した人で、2 年以上在籍し、短大と同程度以上の単位を取得している場合は短大卒の区分となります。申し込み時に必ずお問い合わせください。

3 試験の方法

(1) 第一次試験

試験	出題分野	実施時間
基礎能力試験	実社会で必要とされる基礎的能力(基礎的な言語、数理、論理)、一般常識に関する検査	60分
性格適性検査	職業人として社会生活を送るのに必要な適応性を、性格の面から診断する検査	35分
事務適性検査	事務処理能力の正確さ、迅速さ等の作業能力と仕事への対応力を測定するための検査	50分

(2) 第二次試験

試験	出題分野	内容
面接試験	人物試験	個別面接

4 試験の期日及び会場

(1) 第一次試験

《期 日》 平成 31 年 2 月 24 日 (日)
午前 9 時 00 分から 12 時 00 分頃まで

《試験会場》 稚内市役所 会議室 (稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号)

(2) 第二次試験

《期 日》 平成 31 年 2 月 24 日 (日)
午後 1 時 00 分から

《試験会場》 稚内市役所 会議室 (稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号)

※第一次試験と第二次試験は、同日に行います。

5 受付期間及び申込み方法

(1) 受付期間

平成31年1月23日(水)から平成31年2月13日(水)まで

なお、郵送の場合は2月10日(日)の消印があるものまで受け付けます。

※2月8日(金)以降に投函する場合は、必ず「速達」にしてください。

(2) 受付時間

平日(土・日曜日・祝日を除く。)のみ、午前9時から午後5時まで

(3) 採用試験申込書の請求

稚内市ホームページからダウンロードしてください。直接、受け取ることを希望する場合は、稚内市総務部 人材育成課 人事・厚生グループ(3階)に請求してください。

郵送による場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角2封筒に宛先を明記し、120円切手を貼付したもの)を必ず同封してください。

(4) 申込み方法

次の書類を稚内市 総務部 人材育成課 人事・厚生グループへ提出してください。

【受験者が提出する書類】

- ① 稚内市職員採用試験受験申込書 (本人が自筆すること。)
- ② 最終教育機関の卒業(見込み)証明書
- ③ 最終教育機関の成績証明書
- ④ 写真(縦4.5cm × 横3.5cm) 2枚
うち1枚は「稚内市職員採用試験申込書」に貼付すること。
※ 最近3か月以内に撮影したもので、帽子をつけずに上半身を写したもの
- ⑤ 面接カード

※ 書類に不備があると、受験票を交付できない場合がありますので注意してください。

6 合格発表

(1) 合格発表

平成31年3月上旬(本人宛に通知します。)

7 採用年月日

平成 31 年 4 月 1 日を予定しています。ただし、地方公務員法第 22 条の規定により 6 か月間は、条件付採用になります。

○地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（条件付採用及び臨時的任用）

第 22 条 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において 6 月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を 1 年に至るまで延長することができる。

8 給与等（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 給与

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般事務職（事務）	180,700 円	161,300 円	148,600 円

※ 初任給は、経歴に応じて加算される場合があります。

※ このほか、支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分（週休 2 日制）。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

(3) 休暇等

年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度等があります。

9 その他

- (1) 出願に際し提出した書類は、一切返却しません。
- (2) 試験当日には、必ず「受験票」を持参してください。
- (3) ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。
（ただし、試験の内容については一切お答えできません）

【問い合わせ先】

〒097-8686 稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号
稚内市総務部人材育成課 人事・厚生グループ
（直通 ☎ 0162-23-6385）